第三に次の一号を加える。

九　第一第十九号イに規定する直交集成板の繊維方向の基準強度Fc、Ft、Fb及びFs並びに同号ロ(3)に規定する直交集成板のめりこみに対する基準強度Fcvは、次のイからホまでに掲げるものとする。

イ　第一第十九号イに規定する直交集成板の圧縮の基準強度Fcは、次に掲げる式によって計算した数値とする。

$$Fc=\sigma_{c\,0ml}\frac{A_A}{A_0}\times 0.75$$

この式において、$\sigma_{c\,0ml}$、A_A及びA_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\sigma_{c\,0ml}$　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの圧縮強度、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側の層に使用するラミナの圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、ラミナの圧縮強度は、MSR区分又は機械等級区分によるものにあっては次の表一に掲げる数値と、目視等級区分によるものにあっては次の表二に掲げる数値とする。

表一

等級区分機による等級	圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
M60A若しくはM60B又はこれらと同等以上の等級	二一・六
M30A若しくはM30B又はこれらと同等以上の等級	一五・六

表二

等級	圧縮強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一等	二六・四
二等	一六・八

A_A　次の式によって計算した直交集成板の等価断面の断面積（単位　平方ミリメートル）

$$A_A=\frac{\sum E_iA_i}{E_0}$$

この式において、E_i、A_i及びE_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i　一方の外層から数えてi番目の層（以下単に「i番目の層」という。）に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合における直交層に使用するラミナの曲げヤング係数及び弱軸方向の基準強度を計算する場合における平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は〇とする。

A_i　i番目の層の断面積（単位　平方ミリメートル）

E_0　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

A_0　直交集成板の断面積（単位　平方ミリメートル）

ロ　第一第十九号イに規定する直交集成板の引張りの基準強度Ftは、次に掲げる式によって計算した数値とする。

$$Ft=\sigma_{t\,0ml}\frac{A_A}{A_0}\times 0.75$$

この式において、$\sigma_{t\,0ml}$、A_A及びA_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\sigma_{t\,0ml}$　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの引張り強度、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側の層に使用するラミナの引張り強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、ラミナの引張り強度はMSR区分又は機械等級区分によるものにあっては次の表一に掲げる数値と、目視等級区分によるものにあっては次の表二に掲げる数値とする。

表一

等級区分機による等級	引張り強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
M60A若しくはM60B又はこれらと同等以上の等級	一六・〇
M30A若しくはM30B又はこれらと同等以上の等級	一一・五

表二

等級	引張り強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一等	二〇・〇
二等	一二・五

A_A　イに規定する直交集成板の等価断面の断面積（単位　平方ミリメートル）

A_0　直交集成板の断面積（単位　平方ミリメートル）

ハ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ又は七層七プライであるものに限る。）の曲げの基準強度Fbは、その方向に応じて、次の表に掲げる式によって計算した数値とする。

(一)	(二)
積層方向	幅方向
$Fb=\sigma_{b\,0ml}\frac{I_A}{I_0}\times 0.4875$	$Fb=\sigma_{b\,0ml}\frac{A_A}{A_0}\times 0.6$